

平成27年度第2回延岡西臼杵 地域医療構想調整会議資料

日時：平成27年12月21日(月曜日)
午後3時30分～
場所：延岡保健所2階講堂

目 次

1	延岡西臼杵地域医療構想調整会議名簿	...	1
2	延岡西臼杵地域医療構想調整会議運営要綱	...	2
3	2025年度医療需要(在宅医療等内訳あり)	...	5
4	2013年度及び2025年度の医療需要と必要病床数と 2014年度病床機能報告集計結果との比較表	...	6
5	延岡西臼杵地域の医療需要と必要病床数の推計値及び 2014年度病床機能報告集計結果との比較	...	7
6	地域医療構想策定における患者流出入を踏まえた 必要病床数推計の都道府県間調整方法について	...	8
7	2013年度の医療需要(流出入)	...	10
8	2025年度の医療需要(流出入)	...	11
9	延岡西臼杵医療圏患者の他医療圏への流出について (参考)熊本県における保健医療圏の設定について	...	12 13
10	地域医療介護総合確保基金について	...	14

《別冊及び第1回会議開催時配付資料》

- ・ (別冊)宮崎県地域医療構想(案)
- ・ (前回配付)延岡西臼杵地域医療構想調整会議資料
- ・ (前回配付)地域医療構想策定ガイドライン
- ・ (前回配付)宮崎県地域医療構想策定委員会検討用データ集
- ・ (前回配付)地域医療構想に係る検討用データ集

延岡西白杵地域医療構想調整会議名簿

団 体 名	職 名 等	氏 名
延 岡 市 医 師 会	会 長	吉 田 建 世
西 白 杵 郡 医 師 会	副 会 長	植 松 昌 俊
延 岡 市 歯 科 医 師 会	会 長	工 藤 晃
西 白 杵 郡 歯 科 医 師 会	理 事	中 田 和 之
延 岡 市 西 白 杵 郡 薬 劑 師 会	会 長	田 中 俊 一
宮 崎 県 看 護 協 会	延 岡 ・ 西 白 杵 地 区 理 事	加 藤 千 鶴
全 日 本 病 院 協 会 宮 崎 県 支 部	理 事	牧 野 剛 緒
日 本 医 療 法 人 協 会 宮 崎 県 支 部	医 療 法 人 伸 和 会 共 立 病 院 理 事 長	赤 須 巖
県 立 延 岡 病 院	院 長	柳 邊 安 秀
宮 崎 県 保 険 者 協 議 会	延 岡 市 副 参 事 兼 国 民 健 康 保 険 課 長	上 田 眞 二
〃	旭 化 成 健 康 保 険 組 合 理 事 長	猶 崎 和 弘
延 岡 市	健 康 福 祉 部 長	山 本 雅 浩
高 千 穂 町	福 祉 保 険 課 長	山 下 正 弘
〃	国 民 健 康 保 険 病 院 長	久 米 修 一
日 之 影 町	保 健 セ ン タ ー 所 長	甲 斐 清 二
〃	国 民 健 康 保 険 病 院 理 事 長	萩 原 二 三 男
五 ヶ 瀬 町	福 祉 課 長	戸 高 勝 洋
〃	国 民 健 康 保 険 病 院 長	崔 林 承

※ 敬称略

延岡西臼杵地域医療構想調整会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療法第30条の14の規定に基づき設置する延岡西臼杵地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(調整会議の開催)

第2条 調整会議は、延岡保健所長（以下「所長」という。）が関係者を招集して開催する。

- 2 調整会議は、原則として公開するものとする。ただし、患者情報、医療機関の経営に関する情報その他の個人情報扱う場合はこの限りでない。
- 3 所長が、調整会議への参加を求める第1項の関係者は、別表に掲げる団体の代表者（委任を受けた者及び代理人を含む。以下「基本構成団体代表者」という。）とする。
- 4 基本構成団体代表者から開催の要請があった場合には、所長は調整会議の開催に努めなければならない。
- 5 前項の場合において、基本構成団体代表者は、協議事項を明確にするとともに、文書をもって開催の要請をしなければならない。
- 6 第3項にかかわらず、協議事項、地域の実情等から必要があるとき又は医療法に基づき調整会議に参加するよう求める場合には、所長は、参加を求める関係者を変更することができる。
- 7 所長は、やむを得ない理由により会議を開く時間的余裕がないとき、又は書面による協議をもって足りると認めるときは、協議事項の概要を記載した書類を関係者に配付してその意見を聞き、又は賛否を問うことができる。

(協議事項等)

第3条 調整会議の参加関係者は、次に掲げる事項について情報の共有又は協議を行う。

- (1) 地域医療構想の策定に関すること
 - (2) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関すること
 - (3) 病床機能報告制度による情報に関すること
 - (4) 地域医療構想の実現に向けた地域医療介護総合確保基金の活用に関すること
 - (5) 在宅医療を含む地域包括ケアシステム、医療従事者の確保、診療科ごとの連携その他の地域医療構想の推進に関すること
- 2 前項に掲げる事項について協議が調った場合は、関係者はその実施に努めるものとする。
 - 3 第1項の協議事項のうち関係者の合意が必要な事項については、合意文書を作成し、関係者の記名押印の上、延岡保健所で保管する。
 - 4 前項の場合においては、所長は立会人として記名押印するものとする。

(議長)

第4条 調整会議に、議長を置く。

- 2 議長は、基本構成団体代表者の互選によりこれを定める。
- 3 議長は、調整会議の議事を主宰する。

(議長の職務代理者)

第5条 次に掲げる事項に該当する場合は、議長の職務代理者を参加関係者の互選により定める。

- (1) 議長に事故があるとき
- (2) 利益相反となるとき
- (3) 第2条第6項の規定により参加者が変更されたことで、議長がいないとき
- (4) その他の事情により議長が欠けたとき

(合同開催)

第6条 調整会議は、別の構想区域で設置された地域医療構想調整会議（以下「別区域調整会議」）と合同で開催することができる。

- 2 合同開催する場合は、この要綱の定めに関わらず、所長は、別区域調整会議の事務局と協議の上、開催方法等について別に定める。

(記録及び公表)

第7条 調整会議の協議内容の要旨については、議事録を作成し、宮崎県庁ホームページ等で公表する。ただし、患者情報、医療機関の経営に関する情報を扱う場合その他の個人情報等に係る内容についてはこの限りでない。

- 2 議事録には、参加関係者のうちから、その会議において選出された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。
- 3 この条については、第2条第7項の書面協議の場合は適用しない。

(事務局)

第8条 調整会議の事務局は、延岡保健所に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月28日から施行する。

別表（第2条関係）

団 体 名 等
一般社団法人延岡市医師会
一般社団法人西臼杵郡医師会
一般社団法人延岡市歯科医師会
一般社団法人西臼杵郡歯科医師会
一般社団法人延岡市西臼杵郡薬剤師会
公益社団法人宮崎県看護協会延岡・西臼杵地区
公益社団法人全日本病院協会宮崎県支部
一般社団法人日本医療法人協会宮崎県支部
宮崎県保険者協議会
県立延岡病院
延岡市
高千穂町
日之影町
五ヶ瀬町

<2025年度医療需要(在宅医療等内訳あり) ※慢性期パターンB>

医療機関所在地	医療機能	2013年度の 医療需要 (人/日)	2025年度医療需要 (医療機関所在地) (人/日)	2025年度医療需要 (患者住所地) (人/日)
4501:宮崎東諸県	高度急性期	403.3	418.2	293.0
	急性期	1,117.3	1,249.5	971.4
	回復期	1,248.4	1,454.2	1,175.6
	慢性期パターンB	1,153.3	922.0	918.0
	在宅医療等	4,518.5	6,801.5	6,530.3
	(再掲)在宅医療等のうち入院からの移行分	715.0	1,899.4	1,778.7
	(再掲)在宅医療等のうち訪問診療分	2,747.5	3,842.1	3,691.6
	(再掲)在宅医療等のうち介護老人保健施設	1,056.0	1,060.0	1,060.0
	小計	8,441.0	10,845.5	9,888.4
	4502:都城北諸県	高度急性期	163.5	163.2
急性期		507.0	527.1	494.3
回復期		685.7	725.2	656.5
慢性期パターンB		222.6	201.3	265.8
在宅医療等		1,899.9	2,156.1	2,186.6
(再掲)在宅医療等のうち入院からの移行分		601.1	714.7	668.5
(再掲)在宅医療等のうち訪問診療分		835.8	940.4	1,017.1
(再掲)在宅医療等のうち介護老人保健施設		463.0	501.0	501.0
小計		3,478.7	3,772.9	3,752.1
4503:延岡西臼杵		高度急性期	84.0	80.8
	急性期	319.0	326.1	345.3
	回復期	415.5	434.0	463.3
	慢性期パターンB	286.8	231.4	295.1
	在宅医療等	1,716.9	1,970.6	2,035.5
	(再掲)在宅医療等のうち入院からの移行分	234.6	449.2	506.5
	(再掲)在宅医療等のうち訪問診療分	867.3	964.3	972.0
	(再掲)在宅医療等のうち介護老人保健施設	615.0	557.0	557.0
	小計	2,822.2	3,042.9	3,228.2
	4504:日南串間	高度急性期	29.6	27.6
急性期		133.2	128.2	168.7
回復期		201.6	197.4	239.3
慢性期パターンB		510.6	345.6	327.0
在宅医療等		640.2	819.7	914.4
(再掲)在宅医療等のうち入院からの移行分		178.4	340.1	380.0
(再掲)在宅医療等のうち訪問診療分		114.8	119.7	174.4
(再掲)在宅医療等のうち介護老人保健施設		347.0	360.0	360.0
小計		1,515.2	1,518.6	1,696.5
4505:西諸		高度急性期	19.8	20.0
	急性期	125.0	127.6	177.0
	回復期	306.8	317.8	353.5
	慢性期パターンB	282.7	157.1	154.2
	在宅医療等	1,153.2	1,373.2	1,321.9
	(再掲)在宅医療等のうち入院からの移行分	300.3	415.8	422.8
	(再掲)在宅医療等のうち訪問診療分	573.0	618.5	560.0
	(再掲)在宅医療等のうち介護老人保健施設	280.0	339.0	339.0
	小計	1,887.6	1,995.8	2,055.6
	4506:西都児湯	高度急性期	12.1	12.9
急性期		108.5	118.1	258.5
回復期		194.2	217.2	368.6
慢性期パターンB		423.4	316.4	283.8
在宅医療等		841.7	1,095.5	1,209.5
(再掲)在宅医療等のうち入院からの移行分		206.7	358.3	433.7
(再掲)在宅医療等のうち訪問診療分		328.1	381.1	419.8
(再掲)在宅医療等のうち介護老人保健施設		307.0	356.0	356.0
小計		1,580.0	1,760.0	2,187.1
4507:日向入郷		高度急性期	24.6	26.3
	急性期	128.1	140.6	199.6
	回復期	241.2	268.9	309.9
	慢性期パターンB	224.7	143.0	160.8
	在宅医療等	613.4	823.3	856.7
	(再掲)在宅医療等のうち入院からの移行分	259.7	355.8	374.0
	(再掲)在宅医療等のうち訪問診療分	137.7	159.5	174.6
	(再掲)在宅医療等のうち介護老人保健施設	216.0	308.0	308.0
	小計	1,232.1	1,402.1	1,583.1
	総計	20,956.8	24,337.7	24,391.0

※1 「2013年度の医療需要(人/日)」は、2013年度の医療需要実績で、慢性期については、療養病床の医療区分1の30%、医療区分2、医療区分3及び障がい・特殊疾患の合計値となっています。また、パターンA～特例の補正率は乗じていません。

※2 「2013年度の必要病床数(床)」は、2013年度の医療需要実績から病床稼働率をもとに算出した病床数を表示しています。慢性期については、上記と同様です。

※3 「在宅医療等」のうち、「入院からの移行分」及び「介護老人保健施設」は、厚生労働省が一元的に提供するデータでは示されていないため、以下のとおり設定した。

「介護老人保健施設」… 2013年度については、宮崎県高齢者保健福祉計画(平成24年3月)より、2025年度については、宮崎県高齢者保健福祉計画(平成27年3月)より、施設の定員数見込みを記載した。

「入院からの移行分」… 厚生労働省から提供された「在宅医療等」及び「訪問診療分」の数字と上記の「介護老人保健施設」による以下の式により算定した。

「入院からの移行分」=「在宅医療等」-「訪問診療分」-「介護老人保健施設」

＜2013年度及び2025年度の医療需要と必要病床数(慢性期/パターンB)と2014年度病床機能報告集計結果との比較表＞

医療機関所在地	2013年度及び2025年度の医療需要と必要病床数(慢性期/パターンB)		2013年度の必要病床数				2025年度必要病床数				2014年度病床機能報告集計結果		
	医療需要 (人/日)	必要病床数 (人/日)	2013年度 (人/日)	2025年度 (人/日)	慢性期 (人)	パターンB (人)	2013年度 (人)	2025年度 (人)	慢性期 (人)	パターンB (人)	2014年度 病床機能報告数	2025年度 病床機能6年後予定	医療機関所在地
4501:宮崎東諸県	高度急性期	403.3	418.2	293.0	537.8	557.7	390.7	734	786	高度急性期	734	786	4501:宮崎東諸県
	急性期	1,117.3	1,249.5	971.4	1,432.5	1,601.9	1,245.4	3,131	3,001	急性期	3,131	3,001	
	回復期	1,248.4	1,454.2	1,175.6	1,387.2	1,615.8	1,305.2	604	744	回復期	604	744	
	慢性期/パターンB	1,933.3	922.0	918.3	1,253.6	1,002.2	897.9	1,355	1,328	慢性期	1,355	1,328	
	在宅医療等 (再掲)在宅医療等のうち訪問診療分	4,518.5	6,801.5	6,590.3	8,842.1	9,888.4	3,940.2	142	107	無回答	107	無回答	
	小計	8,441.0	10,845.5	9,888.4	13,412.1	14,775.5	5,966	5966	5966	小計	5966	5966	
	高度急性期	163.5	183.2	148.9	216.6	247.6	193.5	12	12	高度急性期	12	12	
	急性期	507.0	572.1	494.3	675.8	758.8	633.8	1871	1770	急性期	1871	1770	
	回復期	685.7	725.2	761.9	805.8	805.8	723.4	276	436	回復期	276	436	
	慢性期/パターンB	2,226	2,013	2,168	2,858	2,168	2,859	516	457	慢性期	516	457	
	在宅医療等 (再掲)在宅医療等のうち訪問診療分	1,899.9	2,156.1	2,186.6	3,042.9	3,042.9	2,186.6	92	92	無回答	92	無回答	
小計	3,478.7	3,772.9	3,752.1	5,110.7	5,110.7	3,478.7	2767	2767	小計	2767	2767		
4503:延岡西日杵	高度急性期	84.0	80.8	89.0	112.0	107.8	185.0	42	42	高度急性期	42	42	4503:延岡西日杵
	急性期	319.0	345.3	326.1	409.0	418.0	442.6	1120	1105	急性期	1120	1105	
	回復期	415.5	434.0	463.3	461.6	482.2	474.8	170	198	回復期	170	198	
	慢性期/パターンB	286.8	231.4	295.1	311.7	251.5	320.8	403	440	慢性期	403	440	
	在宅医療等 (再掲)在宅医療等のうち訪問診療分	1,716.9	1,970.6	2,035.5	2,972.0	2,972.0	1,716.9	50	0	無回答	0	無回答	
	小計	3,673.3	3,062.9	3,282.2	4,467.3	4,467.3	3,673.3	1785	1785	小計	1785	1785	
	高度急性期	29.6	27.6	47.0	39.5	36.7	62.6	0	0	高度急性期	0	0	
	急性期	133.2	128.2	168.7	170.7	164.4	216.3	707	655	急性期	707	655	
	回復期	201.6	197.4	239.3	224.0	219.4	265.9	68	120	回復期	68	120	
	慢性期/パターンB	510.6	345.6	327.0	340.9	353.1	355.4	528	528	慢性期	528	528	
	在宅医療等 (再掲)在宅医療等のうち訪問診療分	640.2	819.7	914.4	819.7	744.4	0	0	0	無回答	0	無回答	
小計	1,515.2	1,518.6	1,696.5	1,518.6	1,518.6	1,515.2	1303	1303	小計	1303	1303		
4504:日南串間	高度急性期	19.8	20.0	49.0	26.5	26.6	65.4	0	0	高度急性期	0	0	4504:日南串間
	急性期	125.0	127.6	177.0	180.3	163.6	226.9	566	566	急性期	566	566	
	回復期	306.8	317.8	353.5	340.9	353.1	392.8	171	171	回復期	171	171	
	慢性期/パターンB	282.7	157.1	154.2	307.3	170.8	167.6	350	350	慢性期	350	350	
	在宅医療等 (再掲)在宅医療等のうち訪問診療分	1,532.2	1,373.2	1,321.9	1,321.9	1,321.9	1,532.2	0	0	無回答	0	無回答	
	小計	3,873.3	3,873.3	4,128.6	3,873.3	3,873.3	3,873.3	1087	1087	小計	1087	1087	
	高度急性期	12.1	12.9	66.7	16.1	17.2	88.9	0	0	高度急性期	0	0	
	急性期	108.5	118.1	238.5	139.1	151.4	331.4	530	503	急性期	530	503	
	回復期	194.2	217.2	241.3	215.8	241.3	409.6	107	187	回復期	107	187	
	慢性期/パターンB	423.4	316.4	283.8	460.2	343.9	308.5	433	380	慢性期	433	380	
	在宅医療等 (再掲)在宅医療等のうち訪問診療分	841.7	1,095.5	1,209.5	841.7	841.7	0	0	0	無回答	0	無回答	
小計	1,580.0	1,760.0	2,187.1	1,580.0	1,580.0	1,580.0	1170	1170	小計	1170	1170		
4506:西都児湯	高度急性期	24.6	26.3	56.0	32.8	35.1	74.7	0	0	高度急性期	0	0	4506:西都児湯
	急性期	128.1	140.6	199.6	164.2	180.3	255.9	609	527	急性期	609	527	
	回復期	241.2	288.9	309.9	268.0	298.8	344.4	108	190	回復期	108	190	
	慢性期/パターンB	224.7	143.0	160.8	244.3	155.5	174.8	326	326	慢性期	326	326	
	在宅医療等 (再掲)在宅医療等のうち訪問診療分	613.4	823.3	856.7	613.4	613.4	0	42	42	無回答	42	無回答	
	小計	1,377.7	1,492.1	1,704.4	1,377.7	1,377.7	1,377.7	1085	1085	小計	1085	1085	
	高度急性期	797.0	749.6	749.6	982.7	982.7	995.5	7880	8400	高度急性期	7880	8400	
	急性期	2,438.1	2,617.2	3,125.8	3,355.4	3,355.4	3,962.1	8,5340	8,1270	急性期	8,5340	8,1270	
	回復期	3,293.5	3,614.8	3,566.8	3,659.5	4,016.4	3,963.1	1,5040	2,0460	回復期	1,5040	2,0460	
	慢性期/パターンB	1,104.3	2,316.9	2,404.8	3,374.2	2,518.3	2,613.9	3,9110	3,8090	慢性期	3,9110	3,8090	
	在宅医療等 (再掲)在宅医療等のうち訪問診療分	11,383.9	15,039.8	15,064.9	11,383.9	11,383.9	0	4260	3410	無回答	4260	3410	
小計	20,956.8	24,337.7	24,391.0	20,956.8	20,956.8	20,956.8	15,1630	15,1630	小計	15,1630	15,1630		
宮崎県全体													宮崎県全体

※1 「2013年度の医療需要(人/日)」は、2013年度の医療需要実績で、慢性期については、療養病床の医療区分1の30%、医療区分2、医療区分3及び障がい・特殊疾患の合計値となっております。また、パターンA～特例の補正率は乗じていません。

※2 「2013年度の必要病床数(床)」は、2013年度の医療需要実績をもとに算出した病床数を表示しています。慢性期については、上記と同様です。

※3 病床機能報告制度により、2025年時点の予定も報告されているところであるが、任意報告事項であることから、無回答が多く比較できないため、掲載していません。

延岡西臼杵地域の医療需要と必要病床数の推計値 及び2014年度病床機能報告集計結果との比較

	医療需要(人/日)				必要病床数(床)			
	2013年実績	2025年(医療機関所在地ベース)	2025年(患者住所地ベース)	2013年実績	2025年(医療機関所在地ベース)	2025年(患者住所地ベース)	2014年度時点の機能	2020年度予定する機能
高度急性期	84.0	80.8	89.0	112.0	107.8	118.7	42.0	42.0
急性期	319.0	326.1	345.3	409.0	418.0	442.6	1,120.0	1,105.0
回復期	415.5	434.0	463.3	461.6	482.2	514.8	170.0	198.0
慢性期パターンB	286.8	231.4	295.1	311.7	251.5	320.8	403.0	440.0
在宅医療等	1716.9	1970.6	2035.5					
(内、入院からの移行分)	(234.6)	(449.2)	(506.5)					
(内、訪問診療分)	(867.3)	(964.3)	(972.0)				50.0	0.0
(内、介護老人保健施設)	(615.0)	(557.0)	(557.0)					
合計	2822.2	3042.9	3228.2	1294.4	1259.6	1396.9	1,785.0	1,785.0

医政地発 0918 第 1 号

平成 27 年 9 月 18 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長

（ 公 印 省 略 ）

地域医療構想策定における患者流出入を踏まえた
必要病床数推計の都道府県間調整方法について

各都道府県における地域医療構想の策定については、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行について」（平成 27 年 3 月 31 日付医政発第 0331 第 9 号）及び「地域医療構想策定ガイドライン等について」（平成 27 年 3 月 31 日付医政発 0331 第 53 号）の別添 1 「地域医療構想策定ガイドライン」に基づき行うこととなっている。地域医療構想において都道府県が定める、構想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された病床の機能区分ごとの将来の必要病床数等について、算定の基礎となるデータは、厚生労働省が示し、これを基に都道府県が算定することとしている。

その際、都道府県間の供給数の調整について、8 月 20 日に行われた都道府県との意見交換会及びその後いただいた意見を踏まえ、具体的な調整方法を下記のとおり定めたので、貴職におかれては、この調整方法を踏まえ、将来のあるべき医療提供体制について、関係する都道府県と協議を進めるようお願いする。

なお、これは今年度中に地域医療構想を策定することを念頭において定めており、各都道府県の実情を踏まえて、適宜、都道府県間調整を行われたい。また、当該都道府県間の合意により、下記によらず調整を行うことも差し支えない。

記

1. 必要病床数の推計においては、患者住所地の医療需要を基本として定めることとする。ただし、4 機能別かつ二次医療圏別の 2025 年の流出入表において、流出又は流入している医療需要が 10 人未満の場合は都道府県間調整の対

象外とし、医療機関所在地における10人未満の医療需要については、自都道府県の医療需要として算出し、患者住所地における10人未満の医療需要については、自都道府県の医療需要として算出しない。

なお、医療需要の算出にあたっては、地域医療構想策定支援ツールの2025年度4機能別医療需要流出入表（二次医療圏別及び都道府県別）において小数点以下第1位を四捨五入する。（必要病床数の算出にあっても同様とする。）

2. 現状（医療機関所在地）の他都道府県の患者数を前提とした医療提供体制を維持（又は、一部維持）したいと考える都道府県が、流入の相手都道府県に対して、協議を持ちかけることとする。（一方、必要に応じて、流出都道府県から流入都道府県に協議を持ちかけてもよい。）

3. 協議においては、両都道府県は、例えば、患者・住民へのヒアリングの結果、患者の受療動向等のデータ、それぞれの案を実行した場合の患者・住民への医療サービスや財政的な影響等について検討した結果を、お互いに示すこととする。また、両都道府県は、病床の整備に関する計画等の進捗状況を必要に応じて示すこととする。こうした協議を行うことにより、いずれの都道府県の計画が、より実効性が高いかを両都道府県で判断し、調整を行うこととする。

なお、地域医療構想策定支援ツールで用いたデータと同等かつより詳細なデータを用いて協議を行っても良い。

4. 平成27年12月を期限に協議を行うこととし、期限までに調整できない場合には、調整の対象となっていた医療需要は、医療機関所在地の医療需要として算出する。

＜2013年度の医療需要(流出入)＞

【高度急性期】

単位:人/日

患者住所地	自県	医療機関所在地						他県
		自県						
		45001:宮崎東諸県	45002:都城北諸県	45003:延岡西臼杵	45004:日南串間	45005:西諸	45006:西都児湯	
自県	4501:宮崎東諸県	251.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自県	4502:都城北諸県	22.5	114.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自県	4503:延岡西臼杵	14.0	0.0	64.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自県	4504:日南串間	18.1	0.0	0.0	28.4	0.0	0.0	0.0
自県	4505:西諸	18.1	0.0	0.0	0.0	18.1	0.0	0.0
自県	4506:西都児湯	53.2	0.0	0.0	0.0	0.0	11.5	0.0
自県	4507:日向入郷	12.9	0.0	17.1	0.0	0.0	0.0	22.2
他県	4609:曾於	0.0	23.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(留意事項)

・他都道府県からの流出入に関しては、各二次医療圏ごとに見たときに、10人未満のためマスキングされている部分を除いて表示している。

・二次医療圏ではなく、各都道府県単位で流出入を見ると、10人を越えることで数字が判明する都道府県もある。

【急性期】

単位:人/日

患者住所地	自県	医療機関所在地						他県
		自県						
		45001:宮崎東諸県	45002:都城北諸県	45003:延岡西臼杵	45004:日南串間	45005:西諸	45006:西都児湯	
自県	4501:宮崎東諸県	794.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自県	4502:都城北諸県	38.6	404.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自県	4503:延岡西臼杵	27.3	0.0	277.3	0.0	0.0	0.0	15.4
自県	4504:日南串間	34.0	0.0	0.0	130.1	0.0	0.0	0.0
自県	4505:西諸	34.8	16.3	0.0	0.0	115.3	0.0	0.0
自県	4506:西都児湯	136.6	0.0	0.0	0.0	0.0	104.5	0.0
自県	4507:日向入郷	25.2	0.0	36.4	0.0	0.0	0.0	116.5
他県	4609:曾於	0.0	62.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【回復期】

単位:人/日

患者住所地	自県	医療機関所在地						他県	
		自県						43001:熊本	46007:始良・伊佐
		45001:宮崎東諸県	45002:都城北諸県	45003:延岡西臼杵	45004:日南串間	45005:西諸	45006:西都児湯	45007:日向入郷	43001:熊本
自県	4501:宮崎東諸県	916.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自県	4502:都城北諸県	34.9	530.7	0.0	0.0	12.9	0.0	0.0	13.3
自県	4503:延岡西臼杵	26.8	0.0	377.1	0.0	0.0	0.0	10.3	14.5
自県	4504:日南串間	33.1	0.0	0.0	196.1	0.0	0.0	0.0	0.0
自県	4505:西諸	34.2	16.1	0.0	0.0	283.6	0.0	0.0	0.0
自県	4506:西都児湯	146.3	0.0	0.0	0.0	0.0	185.0	10.3	0.0
自県	4507:日向入郷	25.7	0.0	30.5	0.0	0.0	0.0	217.5	0.0
他県	4609:曾於	0.0	82.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
他県	4610:肝属	0.0	11.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【慢性期(タームB)】

単位:人/日

患者住所地	自県	医療機関所在地						他県		
		自県						43002:宇城	43006:阿蘇	46007:始良・伊佐
		45001:宮崎東諸県	45002:都城北諸県	45003:延岡西臼杵	45004:日南串間	45005:西諸	45006:西都児湯	45007:日向入郷	43002:宇城	43006:阿蘇
自県	4501:宮崎東諸県	1,027.6	0.0	0.0	28.2	15.1	34.4	0.0	0.0	0.0
自県	4502:都城北諸県	13.7	193.3	0.0	11.1	11.6	13.2	0.0	0.0	12.3
自県	4503:延岡西臼杵	0.0	0.0	276.5	0.0	0.0	24.3	0.0	21.4	18.9
自県	4504:日南串間	28.9	0.0	0.0	449.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自県	4505:西諸	14.3	0.0	0.0	0.0	248.0	0.0	0.0	0.0	12.6
自県	4506:西都児湯	46.8	0.0	0.0	0.0	0.0	327.4	0.0	0.0	0.0
自県	4507:日向入郷	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.7	208.7	0.0	0.0
他県	4609:曾於	0.0	14.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【在宅医療等】

単位:人/日

患者住所地	自県	医療機関所在地						他県		
		自県						43002:宇城	43006:阿蘇	46007:始良・伊佐
		45001:宮崎東諸県	45002:都城北諸県	45003:延岡西臼杵	45004:日南串間	45005:西諸	45006:西都児湯	45007:日向入郷	43002:宇城	43006:阿蘇
自県	4501:宮崎東諸県	4,170.8	0.0	0.0	0.0	0.0	38.4	0.0	0.0	0.0
自県	4502:都城北諸県	42.3	1,747.4	0.0	0.0	57.0	0.0	0.0	0.0	21.5
自県	4503:延岡西臼杵	17.2	0.0	1,669.2	0.0	0.0	0.0	20.2	14.5	0.0
自県	4504:日南串間	67.7	0.0	0.0	633.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自県	4505:西諸	30.9	13.5	0.0	0.0	1,053.2	0.0	0.0	0.0	0.0
自県	4506:西都児湯	124.7	0.0	0.0	0.0	0.0	790.7	16.8	0.0	0.0
自県	4507:日向入郷	16.9	0.0	0.0	34.7	0.0	0.0	584.7	0.0	0.0
他県	4607:始良・伊佐	0.0	0.0	0.0	0.0	37.7	0.0	0.0	0.0	0.0
他県	4609:曾於	0.0	96.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

<2025年度の医療需要(流出入) ※慢性期パターンBの場合>

【高度急性期】

単位:人/日		医療機関所在地							
		自県	4501:宮崎東諸県	4502:都城北諸県	4503:延岡西臼杵	4504:日南串間	4505:西諸	4506:西都児湯	4507:日向入郷
患者	自	278.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
流出	県	21.0	118.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
流入	県	12.7	0.0	62.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
流出	県外	15.4	0.0	0.0	26.6	0.0	0.0	0.0	0.0
流入	県外	18.8	0.0	0.0	0.0	18.0	0.0	0.0	0.0
流出	県外	59.8	0.0	0.0	0.0	0.0	17.2	0.0	0.0
流入	県外	12.2	0.0	16.0	0.0	0.0	0.0	23.3	0.0
流出	他	0.0	20.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(留意事項)

・他都道府県からの流出入に関しては、各二次医療圏ごとに見たときに、10人未満のためマスキングされている部分を除いて表示している。

・二次医療圏ではなく、各都道府県単位で流出入を見ると、10人を超えることで数字が判明する都道府県もある。

【急性期】

単位:人/日		医療機関所在地							他県	
		自県	4501:宮崎東諸県	4502:都城北諸県	4503:延岡西臼杵	4504:日南串間	4505:西諸	4506:西都児湯	4507:日向入郷	熊本
患者	自	838.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
流出	県	38.2	433.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
流入	県	25.3	0.0	285.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.4
流出	県外	30.3	0.0	0.0	125.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
流入	県外	31.9	14.1	0.0	0.0	117.9	0.0	0.0	0.0	0.0
流出	県外	134.6	0.0	0.0	0.0	0.0	113.3	0.0	0.0	0.0
流入	県外	23.9	0.0	35.5	0.0	0.0	0.0	131.0	0.0	0.0
流出	他	0.0	55.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【回復期】

単位:人/日		医療機関所在地								
		自県	4501:宮崎東諸県	4502:都城北諸県	4503:延岡西臼杵	4504:日南串間	4505:西諸	4506:西都児湯	4507:日向入郷	他県
患者	自	1,131.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
流出	県	35.2	577.8	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	14.0
流入	県	24.9	0.0	394.6	0.0	0.0	0.0	10.2	13.8	0.0
流出	県外	23.4	0.0	0.0	192.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
流入	県外	31.3	14.9	0.0	0.0	282.3	0.0	0.0	0.0	0.0
流出	県外	145.3	0.0	0.0	0.0	0.0	205.3	10.6	0.0	0.0
流入	県外	25.1	0.0	31.1	0.0	0.0	0.0	244.5	0.0	0.0
流出	他	0.0	10.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
流入	他	0.0	74.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
流出	他	0.0	10.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【慢性期パターンB】

単位:人/日		医療機関所在地												
		自県	4501:宮崎東諸県	4502:都城北諸県	4503:延岡西臼杵	4504:日南串間	4505:西諸	4506:西都児湯	4507:日向入郷	他県	宇城	阿蘇	始良・伊佐	豊後
患者	自	833.0	0.0	0.0	25.5	11.0	31.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
流出	県	13.5	182.2	0.0	0.0	11.0	12.7	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	17.7	0.0
流入	県	0.0	0.0	223.7	0.0	0.0	20.1	0.0	16.1	14.1	0.0	0.0	0.0	0.0
流出	県外	17.2	0.0	0.0	22.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
流入	県外	0.0	0.0	0.0	0.0	130.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
流出	県外	32.4	0.0	0.0	0.0	0.0	233.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
流入	県外	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.8	131.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【在宅医療等】

単位:人/日		医療機関所在地													
		自県	4501:宮崎東諸県	4502:都城北諸県	4503:延岡西臼杵	4504:日南串間	4505:西諸	4506:西都児湯	4507:日向入郷	他県	宇城	阿蘇	上益城	始良・伊佐	豊後
患者	自	6,388.1	12.0	0.0	0.0	11.4	56.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
流出	県	45.0	1,927.6	0.0	0.0	66.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.2	43.8
流入	県	19.4	0.0	1,914.1	0.0	0.0	0.0	10.7	30.2	22.9	11.2	0.0	0.0	0.0	0.0
流出	県外	76.6	0.0	0.0	22.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.3
流入	県外	33.3	13.9	0.0	0.0	1,247.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.8	0.0	0.0
流出	県外	151.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,023.5	20.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
流入	県外	20.2	0.0	40.9	0.0	0.0	0.0	0.0	788.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
流出	他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	44.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
流入	他	0.0	87.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

延岡西臼杵医療圏患者の他医療圏への流出について

1 2013年度実績

(単位:人/日)

医療機能 \ 医療機関所在地	県内							県外			県外流出合計
	宮崎東諸県	都城北諸県	延岡西臼杵	日南串間	西諸	西都児湯	日向入郷	熊本	宇城	阿蘇	
高度急性期	14.0		64.0								
急性期	27.3		277.3					15.4			15.4
回復期	26.8		377.1				10.3	14.5			14.5
慢性期			276.5			24.3			21.4	18.9	40.3
在宅医療等	17.2		1669.2						20.2	14.5	34.7

2 2025年度推計値

(単位:人/日)

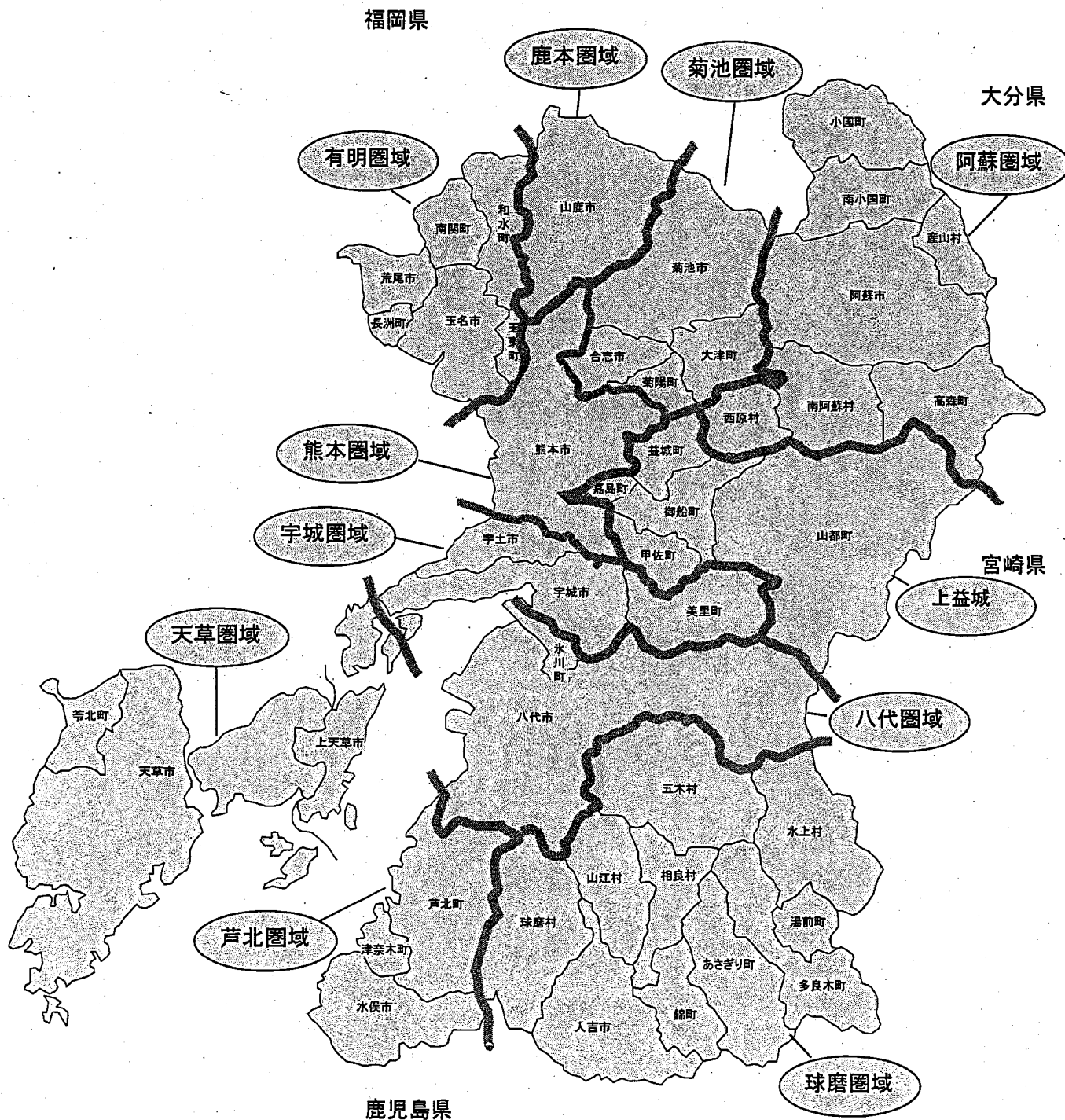
医療機能 \ 医療機関所在地	県内							県外				県外流出合計
	宮崎東諸県	都城北諸県	延岡西臼杵	日南串間	西諸	西都児湯	日向入郷	熊本	宇城	阿蘇	上益城	
高度急性期	12.7		62.2									
急性期	25.3		285.4					14.4				14.4
回復期	24.9		394.6				10.2	13.8				13.8
慢性期			223.7			20.1			16.1	14.1		30.2
在宅医療等	19.4		1914.1				10.7		30.2	22.9	11.2	64.3

※ ... 県間で調整が必要な部分

(参考) 熊本県における保健医療圏の設定について

保健医療圏の設定

一次保健医療圏	市町村
二次保健医療圏	下図
三次保健医療圏	全県

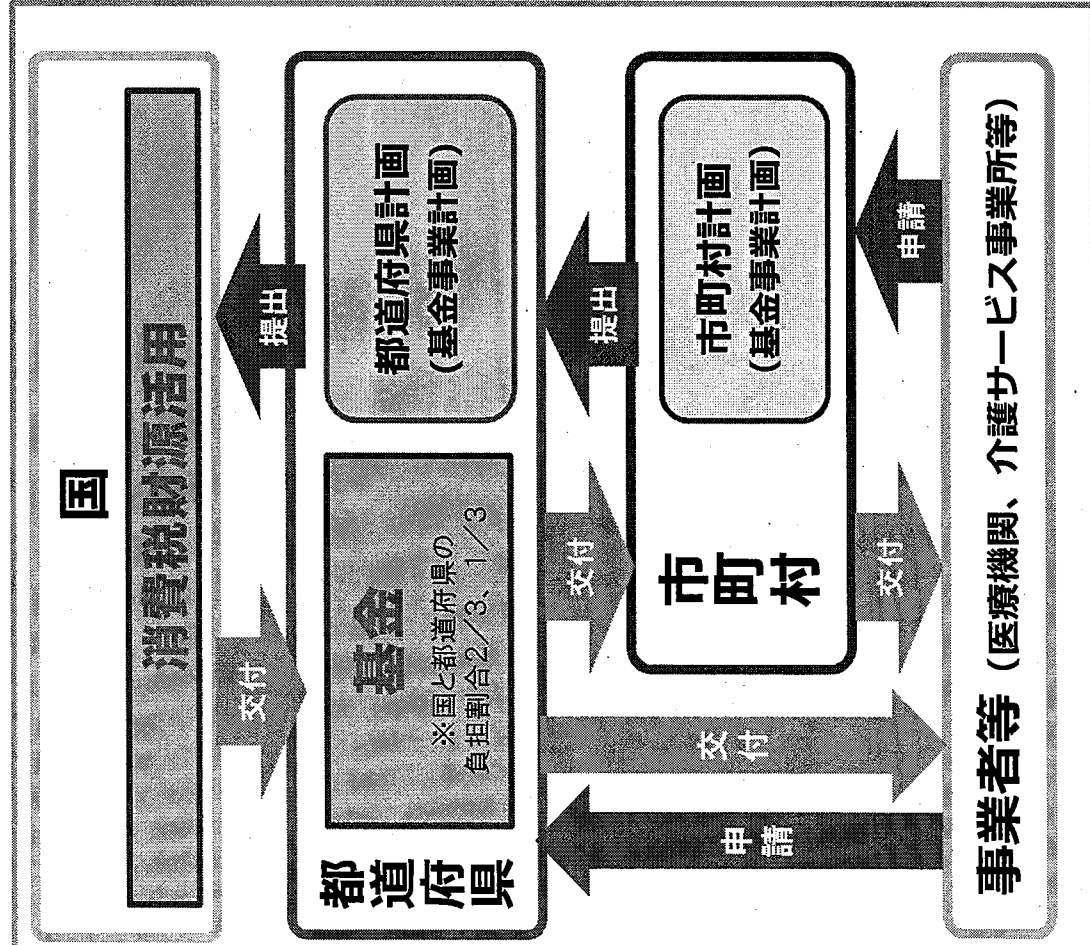


(第6次地域医療保健計画(平成25年4月熊本県策定)より)

地域医療介護総合確保基金

平成27年度予算 公費で1,628億円
(医療分904億円、介護分724億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援助制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



- ### 都道府県計画及び市町村計画 (基金事業計画)
- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
 - 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
 - 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめ、都道府県計画を作成
- ### 地域医療介護総合確保基金の対象事業
- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - 2 居宅等における医療の提供に関する事業
 - 3 介護施設等の整備に関する事業
 - 4 医療従事者の確保に関する事業
 - 5 介護従事者の確保に関する事業

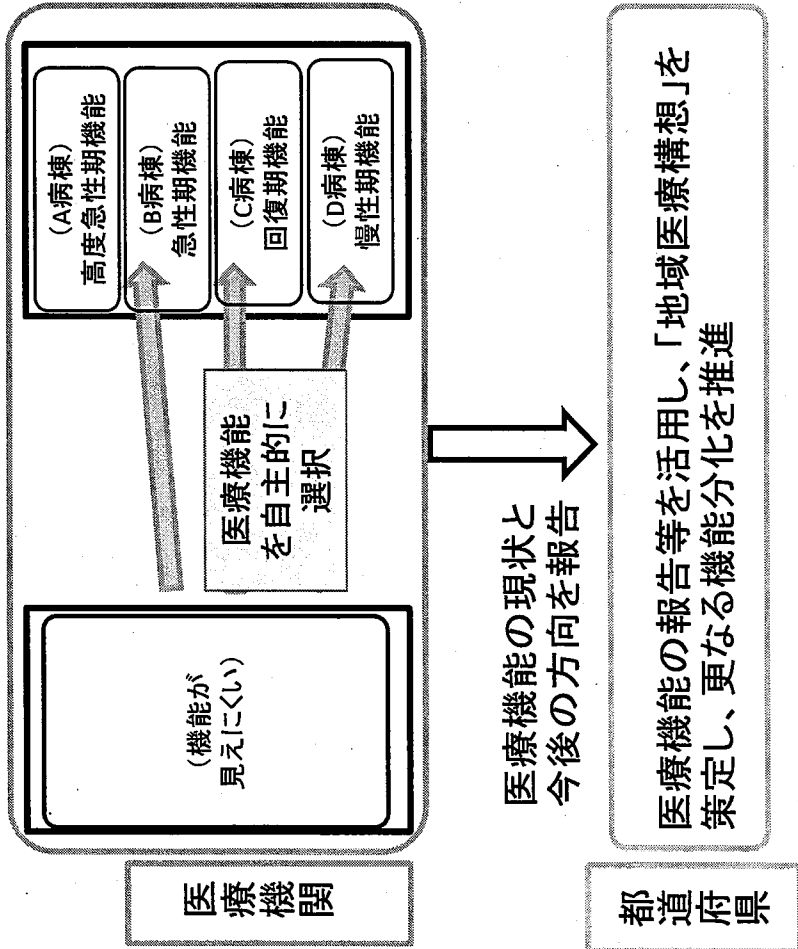
地域医療構想について

○ 昨年の通常国会で成立した「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」を策定。(法律上は平成30年3月までであるが、平成28年半ば頃までの策定が望ましい。)

※ 「地域医療構想」は、2次医療圏単位での策定が原則。

○ 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。

○ 都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含む「ガイドライン」を作成。平成27年3月に発出。



(「地域医療構想」の内容)

1. 2025年の医療需要と病床の必要量
 - ・ 高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに推計
 - ・ 都道府県内の構想区域(2次医療圏が基本)単位で推計

2. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策
 - 例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、医療従事者の確保・養成等



○ 機能分化・連携については、「地域医療構想調整会議」で議論・調整。